

船舶事故調査報告書

平成27年12月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成27年8月15日 13時30分ごろ
発生場所	福島県猪苗代町長浜北東方（猪苗代湖） 名倉山二等三角点から真方位058°3,000m付近 （概位 北緯37°31.7′ 東経140°03.6′）
事故の概要	水上オートバイ <sup>ケーエス</sup> KS丸は、被引浮体の搭乗者に接触し、搭乗者が負傷した。
事故調査の経過	平成27年8月17日、調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ KS丸、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	240-63549福島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型 搭乗者、操縦免許なし
負傷者	軽傷 1人（搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 水象：湖面 平穏
事故の経過	本船は、搭乗者を乗せた被引浮体をえい航して遊走後、主機を停止して漂泊した。 搭乗者は、被引浮体上で横になり、頭部を被引浮体の外に出した状態であった。 船長は、本船の近くに被引浮体があることに気付かずに主機を始動して発進させ、本船が搭乗者の頭部に接触して搭乗者が頭頂部に挫傷を負った。
分析	本船は、被引浮体と接近した状況下、船長が周囲の安全を確認せずに発進したことから、被引浮体の搭乗者に接触して搭乗者が負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、船長が周囲の安全を確認せずに発進したため、本船が被引浮体の搭乗者に接触したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、常時適切な見張りを行うこと。